

潘翰譜

顧音號	上	號
顧音號	國	
月入號	31	號

中賀

金真入出

X10  
74  
Vol 4

酒井

第五

日向守忠信

備後守忠利

共庫彌相長

能登守利房

伊勢守重長

附三浦監物重政

豐後守正秋

大藏滿幸成

日向守直清

伊賀守尚庸

内膳正重正

筑後守政重

穴津師士井

阿部

青山

河内守重惠  
忍辱守忠榮

大政彌利勝  
信濃守利正

備中守正次

備理亮正隆

播磨守忠成

播磨守忠成

右近大夫直勝

對馬守重信

安房

永井

板倉

主殿源正就

井上

出羽守重綱

蘇智曉尋常中  
臺教成言仰

本川

久世 大和守廣之

稻垣 平齋門長義

西尾 丹後守忠永

三浦 志ノ守正次

糸津 出羽守田成

伊丹 橋ノ守康勝

河内守源主憲、徳川屋の家の子承の元興公度親が立候  
孫、元政親、嫡男元政の弟も有り、  
元政の弟も有り、政親安祥生ち立候  
徳川家に至りてと代り石川はへと家の事一大小と  
なく司じる安祥生安祥生の子も有り、の跡を大御公家は勢  
國國の跡跡、而一門の人々、清代の御家人を  
遣て再び号令の傳すと連綴連綴をさせ安政石川の人々を  
絶して少室在兵太史を政の娘とし、と北の方北で  
うつ手手に移るくある事即延生延生、延生の事事、

藩翰譜

酒井

易信主の御性、ひはうべ御事人のゆとあくとも  
終里へ詣御仰行力と歎可安氣を守ほる。怡仰墓  
用の役と候ばかりて天文二年の秋、住川屋の印  
和近在鷹太支生卒ちの後、予思ひ是年夏、屋根の藏  
甲子心合ひと今川久松としもとす。中はすくも  
易信度たる所をうかがふ。度も今川の力とおもふ  
やうに歸らうと傳へうめき。今朝の事は日暮と  
さればゆく。今川久松ひとむとらうとらうとまも  
の、娘と彦忠が妻うじとむとらうとらうとまも  
十三年八月北の方から來をすと。久松は川

居候。かくうへとせぬり。政教心よりひきよ  
我若と娘名つておふる事。かくはひきよ  
いもひへて。今川久松。と。そと。と。と。と。  
と。と。と。と。と。と。と。と。と。と。と。と。  
と。と。と。と。と。と。と。と。と。と。と。と。  
と。と。と。と。と。と。と。と。と。と。と。と。  
と。と。と。と。と。と。と。と。と。と。と。と。  
と。と。と。と。と。と。と。と。と。と。と。と。

人へと、以てかくも、とちりてや又行年  
代をりうてたゞもいきをはるに後ひふたり  
とぞとなく、経へて、行度と取て、うそを経  
いたくも、今うそ、されども、  
きほの経とうそ、ぬれと、うそし味  
べづれまづが方處のみで、ゆきゆきの事、  
うそ又役し、行すと、まへる度計に、うそ  
ゆきゆきも、うそと、うそと、うそと、うそと、  
のをねらうと、うそと、うそと、うそと、

二人のとみもあらひを今ハ始りてワタツミトモニセ  
主ぬ情ひあはせしもはりとびきりあまとく  
まつててくわざで御まきとくまつててくわざで  
うやまとくわざとくわざのうなれとくわざとく  
作はるにせよきとくわざの里人へとくわざとく  
そよがくわざとくわざとくわざとくわざとく  
うでわざとくわざとくわざとくわざとくわざとく  
入とくわざとくわざとくわざとくわざとく  
行まぬかはりくわざとくわざとくわざとく  
を隠ててあるくわざとくわざとくわざとく  
葉めくわざとくわざとくわざとく

浪甲面添牛おひくじひく教院と金せく聲  
送く馬くやくせんせくやくとて丁とくわざとく  
相平紙便手筋産し易い處の北の方の古跡とそ  
うと見ても川合へ歸り、多く是處へたゞし  
天へ出ゆばうだれとくわざとくわざとく  
ひづくはる第とくわざとくわざとくわざとく  
玉そよぎとくわざとくわざとくわざとく  
かゆの松とくわざとくわざとくわざとく  
月夜の月とくわざとくわざとくわざとく  
源氏の伝事とくわざとくわざとくわざとく

義ひいと政教と争ひて三十六年修復の高木  
城あたま今と大副の多とらどりを敵の軍  
破れ、今と同様に月ナウ。豈處度トモシキ修復小  
徑じい。松平翁人修復を當しむ。より政教  
石川ちねて時大寺のやくとおもひひ義ひいと  
佐左とサトモイク経のく園修竹アリ。政教  
川波修竹アリ。とくに政教木屋敷と  
宇ツカワノ森の而ぬ長の経とアリ。義ひいと  
修竹。後アリ。徳川修多等の塔トツカム。かくて  
承添四年の夏。因園を良義昭の一徒森川甲斐守

・義庵を良とそひて政教と川と徳川の  
争ひ。至るものと城と政教と争ひ。政教森門の  
城とさう西尾の城と争ひて又西尾の城アリ。  
車條の城とましく牧せら。新ひ。而木須御官門と  
計義昭がとさんと改め。トツカム。西尾の  
城といへ政教アリ。徳川修多家入ト城と  
移ひ。始やとを因み。伊豆守郎氣をもん。修竹アリ  
今年の春。修多を徵田上源久修長を徳の家人  
アリ。右の者を義之取て妙なるアリ。徳  
木と右の者を義之取て妙なるアリ。徳

いしもじに松平をめんの康村砦弱のまゝす  
えやうと隊を改へとをうへてゆき今をま  
歸くとむとむかうるのせとあつと年と万  
彼が主張を行ふとらうみては西村と双の名  
考へぬの事多う生れてもアモジアリを  
信長が軍勢丹下所の背筋照番母子併を  
刈谷幸徳は主ひ根小の城へと手引と云  
トヨヒロの根と云ひては城へしこと  
玲代セハ多喜と申すとては城へしこと  
革勢と云ふと申すと申すと之を又云

國と隣く一人がちくと日本をばげく時川  
くわたりひり仰げ今と朝と以テトメたまひ  
御後継へ候りて候とお同一日をやうとくは  
そばやといひかくしてスアとて御門た邊乃望  
一益こうらと仰り是をかた萬と健者とて石川  
信孝守松正が之くばやうくといひかくは川後  
も主徳の人々古一と洋をくわうと同一日を多く  
面家より今川が一族被左と申すと申すと  
故處以もといひかくと申すと申すと申すと  
帰依するやうと申すと義之と申すと

被仰加賀とひと再びうるゝれども  
此處の家はより日暮すと御殿にて  
詔へ候義を候るゝ事と詔にて押さへ  
て御紙をとくに御手本奉り御家人をせ  
候てまう一ノ事候候を候るを候るを命  
と有り事とあらはをすよくと云ねどし  
らば義を又た見詔しばくすふ三年上  
多ひと見しむかがこの金錢一日片時しやに  
モロ心しりまじて是ゆき而家うちのミ小  
り詔書シテがくら氏と方人トて一を候長と稱

貢せざり之が不そくばやそくもんと義  
えりすつてヨリテ民と之の行と詔ひと御臺  
なぐたとくまつともらう小ヨリヨリと今川の家  
トして大人と國ト一やまひとばぬとなざるを  
い又一人と國ト一やまひとばぬとなざるを  
居ゆくわくわくすらきとすりいはれ  
がくまづぬをすくわく候年月と年月の  
候ひいふ一年のか月とし候年月と年月の  
ひいふ一年のか月とし候年月と年月の  
方トてある事は功多キトシ

居らるべを以て之より後今歲凶年  
の候もを捨て僅ふとぞと申すと  
且ハ苗家の事は且ハ苗家の事とこすやう  
の因心の事と仰せられべきにてもとくに仰せらる  
とくに因心の事多きをいたゞり候長たる  
めぐらばとえ原の心をもかねばとハ彼男  
アキラ候事候えの事だらうとすれどもやがて其の義  
行ちる御内臣又あのみもろくうれそとて長老の仰  
お力も若き人の刀をくりかよひやせられり  
御内臣と仰和殿者一筆以づりあまし  
仰かばば近江東は附りけりと申す  
民あはせと聞く

シテシテ多く竹の代役と先とて御家入等より  
人質たりとて失ひてとてきるは事一又大方  
かくの若役を下候事政院は事一於く室  
心不仕合ひとて心易くこそ一石すれりへ  
トとての家人の事とそとて御内臣の事と  
御とてぬ事の事と人ニ傳布寫化ノ事と  
えども甚しき事と御太將の仰れと事  
うとての事と一とてさうふりとつ被官の例小  
准・既と嫡子弔キ代役と號とと申す

いぬを原たゞ義を経ての即ちと云ふ事  
アテリ又手の轟れとも云ふ事又手原とも  
義を経ての事とも云ふ事又手の事とも云  
うてゐる事人やが壁としもあらざり或は妻  
子或ハ子と於て之を原と隨ひて居樂  
ハ首にまづさかんを象人等が首をまづく  
うちもえ原たゞよ道となばと云ふ事と云  
うううううううううううううううううう  
え原が二ふきとまうしむらうううううう  
放方うえ原と見うう義を経ての事とも云

轟ひ多き事ともよへて一身の假力と  
よくもととまへてと考す所と云ふ事のや  
の内に金錢うへてみゆくと云ふ事のや  
金錢くせ事あると云ひれりかがやうえ原と  
額の方人をもとふくと云ふ事と云ふ事と  
ある小轟と云ふ事と云ふ事と云ふ事と  
の小轟と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事  
人手にくる事假力と云ふ事と云ふ事と云ふ事  
第一の金錢うへて事と云ふ事と云ふ事

城邑を守護するも、て政親が石門の守護を命ぜられ  
きく城中の老ともの念とし、面おとすもかゝらず  
相續(相傳)因(承)を守護するものである。承保(承  
受)乃門守(守護)が(守護)を承り、元治元年而  
虎門守(守護)から承り、政親西尾の御子(御子)と取手の御子  
と承り、(承り)て承り、嘉川守(守護)と(守護)を承り、(承り)  
たうへと(承り)て承り、(承り)て承り、(承り)  
たうへと(承り)て承り、(承り)て承り、(承り)  
たうへと(承り)て承り、(承り)て承り、(承り)

忠ニ男らを命めたりと仰てまつて政教行革を  
トシテ君人政事と謂ひてば二人の君人本がままの  
きにとどけしものが多至りてほひとぞ後悔を  
ぞあたとほくし義とほくしゆとぞ國へ  
トハ行はむとくとくよみ事とすむとくとぞ  
シハ行はむとくとくよみ事とすむとくとぞ  
シハ行はむとくとくよみ事とすむとくとぞ

事とも一とく作をひとふくをもきるの経とゆくむる  
に力もいはばはんされを御もほすくつて改められ  
とせのうふとくをたりまつ任川重常は年と勢後の人々  
徳とてきいゆも改めかくと心とすへす 嫁子ら内守重  
信のえ父は天正八年五月丁酉中の城のまふ  
昌幸父は天正八年五月丁酉中の城のまふ  
と麦うそをく帰り被りまづの城をもくは  
治と號ふを忠宗後の人ととすとくは一念を  
甲子を攻めしとすとて引をして十八年八月  
移りすりとば武をからぬの城とたすい石子  
昌幸を呼也もしは城のまづと五代楊氏武

義幸を呼むがたて 大槻家 宝長二年二月上せ同  
風楊の城と三石重史一圓玉那波の城と一百 一石忠世を楊  
人はやし 姓 四十年忠世が左兵衛とて近は國の城と  
姓 重史をり年三十の古事記ニ月忠又と重史をそり手の  
地とす 三万石 豊後太田の草創よりとま忠ハはりと  
行て忠世が左兵衛のとてよしとて重史の人へ引與  
りてとせしと再びとて 内守 あらか井伊伊勢  
忠子見ら候すよりとてのとてと草をとて首年  
を切く砂をまく年とて忠子とて後加恩  
をく 内守 五代楊氏武

主事所候忠介家と聞く又今年一月

十七年八月某日  
辛巳嫁女江內守忠信丈  
和石

年歲以子石  
二萬  
元之永十八年

十七年二月ノトモトニテニヤハ嫡男河内守忠清父に死シ  
二男日向守忠能父が遺経を乞フニテ之を宣示十八年忠清  
後四位下因下年以降善行樂矣安口年在而序  
エド薦念二年のち忠能老中ト有リテ母の連  
署ヲ一ト仰リテ之を又二年二月ハ右経を  
かへ得ル石毛三郎の事即ちうりとくち元の歴々  
往ト延ニ至ル八年正月土右衛門左衛門之子也  
嫡男河内守忠能後以降下位後ニ有リニ男五郎と名  
日守源忠能河内守忠能が二男父が遺経と申ら  
ま云云石毛ニ年後不才弱り故と獨入石毛御奉

考の事としけりとて延至を年九月と。既に因  
田中ヲ廻るゝ。

始ニ西利と經樂久政記ニ云。至元二十一年  
端に城を攻くると時利ノシ。五日午と久  
主と主君とモ松浦ノ國至ト移る。是時  
兵衆の行旅の多カ。而候と端ノ石國至の城  
ノハムタル也。時と並も主年路の小田中ノ城を  
草一ハラ。二十年一叙封。而後主年路とす。十四  
年九月十九日越前守移る。石主。十一月五日

考。新島にて因に十九年管経守坐。而後主とて  
西利の地を移し。之和六年也。舊大仰と家久御者  
主。永以年。徳清と大利。辛巳ノト。土月十九日年  
行。是白良寺大の所。多のくと。而宿。ハ。而平。而後主が。而此の  
御者と。主と。多事。ハ。而。之。と。之。と。之。と。之。  
月。の。三。使。つ。ひ。急。め。り。と。も。な。い。而。今。多く。が。強。ま。と。れ  
御。て。不。達。され。あ。は。で。と。そ。く。ほ。て。代。し。而。後。と。う。の。く。を。而  
少。ひ。か。き。と。之。今。又。改。名。の。そ。と。と。之。ち。利。を。と。そ。く。く。ま。と。之。  
之。後。主。と。之。御。者。多。の。く。と。之。ば。而。は。主。の。後。か。と。う。の。く。と。  
之。と。之。と。之。と。之。と。之。と。之。と。之。と。之。と。之。と。之。と。之。と。之。と。之。  
之。と。之。と。之。と。之。と。之。と。之。と。之。と。之。と。之。と。之。と。之。と。之。と。之。と。之。  
之。と。之。と。之。と。之。と。之。と。之。と。之。と。之。と。之。と。之。と。之。と。之。と。之。と。之。

支那文丁に於て之を承九年内の事大相を喪トヨヒ將  
軍家をと知りテアビ忠信が年來極伏ノ功を表  
トシシ因九月十九日正徳ノ也と加ノ第ハリ神ノ主ト  
テノ國キ土年差使トシ度ヲ御了格。御事ヲ主モ主事モ  
正保ノシテ大老ノ除ニ承セム四條ノサホノ屋と  
辛元也モ昭應二年五月廿七日付にて万  
治三年入道ノミシテ主事トモノ主事ニ年七月  
廿七日ナシテナシテ辛巳嫡子御後守忠經之承十  
二年初にて大老の職をうけて主職ト仕でシが  
アリナカトトヤナ年十一月廿二日主職トナリ

は後ハ帝ハと稱ドテおびとしよりされを主事候是  
太史也五父がさばくと文く墨とほぐ  
ち知守原忠景ハ<sub>主事</sub>江總守忠信の嫡孫ノテは  
忠守也終が男<sub>主事</sub>文八年叙文修屋太史忠五也  
活てる御内也とももかふ一万石延宝八年十一月廿二  
大喬ウヒトナリ

## 土井

大都河原利和も其体も其之を終后更に主事  
源氏主收の爲め土居を守る事無少した無利和

おひやうて嘗て一旦の害となりとて之を  
軽く御使多く軽敷車アサロにて有に至る  
相模守忠満吉満と云て中納言處へ、利倍士  
み云人即候、奥せんりをひやふゆの御被事  
せり。大満御経の事をもとまつて之と  
すれど、此處へもしもと故すへ大満と御ゆ  
又行向満と云はせ故すへ大満と御ゆ  
是を利倍士すかうもと大満と御ゆばく  
候。トモハ入セシムが如く大満者長七  
年。後國事川のやを擧へ石。之後從事行

叙一太政久・佐・太助・家・の為・元・と・と・と・  
因・た・年・の・多・不・足・の・一・條・と・と・と・と・と・  
妻・因・少・供・食・の・地・と・と・と・と・と・音二平  
は・年・八・月・西・使  
日・を・少・供・食・の・地・と・と・と・と・  
た・使・西・因・東・と・帰・り・か・將・軍・家・と・不・足・食・を・場・し・て・  
し・と・作・り・ま・せ・と・ば・十・六・年・將・軍・家・利・筋・家・  
な・と・く・是・大・作・不・の・作・と・と・と・  
恩・と・系・て・大・名・と・う・う・た・少・供・食・の・地・と・  
ち・と・喜・ニ・子・と・能・利・筋・と・り・ま・せ・  
三・年・八・月・往・後・下・因・九・月・往・後・往・後・因・

れ・年・の・妻・大・相・也・家・が・り・さ・せ・絶・り・叶・利・筋  
た・く・も・く・く・く・く・く・く・く・く・く・  
え・え・キ・秘・一・わ・り・と・彈・か・り・と・と・ば・せ・人・ト・ら・に  
因・く・十・年・古・い・の・様・と・う・つ・た・妻・因・た・五・年・前  
連・暑・者・め・と・や・う・や・く・子・ノ・筋・大・先・と・称・せ・し・る・大・弟  
利・筋・正・保・之・年・七・月・十・日・正・保・之・年・大・小・と・年・の・嫡・子  
を・と・ほ・守・利・筋・之・年・土・月・叙・爵・と・即・位  
従・位・の・書・之・ト・う・土・年・十・月・大・刀・乃・井・馬・候・之・終  
と・二・人・い・ト・う・て・少・先・の・儀・と・承・る・先・大・先・の・儀・之・土・井  
大・弟・の・御・候・之・書・之・年・大・刀・乃・井・馬・候・之・終

ごとくおうけいしナニ年十月十六利院も支給  
サ先の職拂をさり、ハモリにて二人名と稱下て  
出仕日ノ小男をもうちの又卒して娘嫡子なるを  
利院家ともども石利緒並くをもヤシルく小  
物。二人の男子は被送終となり利院家為  
の事より改名す方後ニ年九月萬丸して嫡子  
大政院利重家ともぐ十古ニ宮内院守利益石  
院小姓三人の全名を下す所ともつて大政院利  
室延喜之年十月十七日年也玉名をも  
多行焉と云ひがわげりと云ふとせば

竜力を行ひし日も以てやどなきて因ニ年七月九  
日より至りとも家持は因年有月下考利院も  
二宮内院守利益ともく御が征又の功し  
アラサムニ信と別の義と以て御とて家と  
アラサムニ信と家とて御とて御とて御とて御と  
多度院原利長ハ利緒の三男ノ又が五代と申した  
ニ万六一役ノ又が達院一役ノと改め正保之年十二月嘗り  
叙爵ノ而參者ノと申すとさどり是之ニ年  
之ニ万延喜之年四月十九日

ひかえめの役にまわらるる事とし候。一ノ口  
を嗣ぎて、世嗣子よりは稻葉ふる守正則が五  
男とおりいと家を立つ。數奇<sup>シキ</sup>（或アガサ）守利  
意<sup>シテ</sup>（アガサの増生也）

能登守源利房ハ利緒の四男く父が五代ともち  
一万石を一領<sup>シテ</sup>（父が連続一万石と云ふ事無）<sup>シテ</sup>、之を父に年五代を  
足利治成の時一百石をもどり<sup>シテ</sup>（二方ニ  
加へ錫<sup>シテ</sup>（シテ）方先の給と申す。）<sup>シテ</sup>、延宝七年七月  
ナリ。相政子祐<sup>シテ</sup>（五代のやと加へゆる等）<sup>シテ</sup>、從  
四位下侍従に任ば

後房守源利五ツ利緒が五男く父の五代ともち矣

一ノ口を嗣ぎて父が連続五代を立つ。延宝三年御臺考の上と申す  
之は利房の父又吉と申す。延宝三年御臺考の上と申す  
四年三月十四日申す。之は利房の父又吉と申す。之は利房の父又吉と申す。  
一ノ口を嗣ぎて父が連続五代を立つ。延宝四年御臺考の上と申す  
之は利房の父又吉と申す。之は利房の父又吉と申す。之は利房の父又吉と申す。  
之は利房の父又吉と申す。之は利房の父又吉と申す。之は利房の父又吉と申す。

阿部 附三席

備中守阿部正政、伊豫守正修、嫡子桂川直常

の事事人へは豫て正活をもとじよ善力節レシ  
テキテ文十一年正活生年八月モ伍川及師  
傳モ後河内多府新しくて藏田源正忠作事  
行ふるうぞれをセウリノモ正活も因トク尾擧  
樂田トモル(はせ川屋)因モ八年十一月モビ  
今門友ヘおもひセキテモリハムヒモ後  
事小毛ヒテ長大ヒテ弘活二年の義少毛  
伍川及序軍始(は)。天正六年相模小畠  
原を攻メヒ(は)。天正八年相模小畠  
木去板(は)。一季の不毛く伍川屋の

序間アモテナリトモモト云トヘモリニ多シモトモ  
タ(甲陽守邊主中高井の事)  
久(土岐内ミタケアサヒ)國守ト移シタクハ後伊豆  
小市尾の也トシヒテ後叙爵(は)修築守(は)  
出(出)金(金)出(出)木(木)奉(は)長五年前  
タ(木)奉(は)木(木)正次又(は)木(木)即ち既  
事(事)の既(既)と在(在)國(國)余(余)金(金)主(主)出(出)木(木)奉(は)國(國)  
十一年正(正)木(木)大(大)事(事)の既(既)と在(在)出(出)木(木)奉(は)國(國)  
卒(卒)十一年正(正)木(木)大(大)事(事)の既(既)と在(在)出(出)木(木)奉(は)國(國)  
法(法)役(役)人(人)事(事)木(木)大(大)事(事)の既(既)と在(在)出(出)木(木)奉(は)國(國)  
主(主)事(事)木(木)大(大)事(事)の既(既)と在(在)出(出)木(木)奉(は)國(國)

く後の人よりとては、正次といふ人と  
並びに高名なる人へ皆正次といふ人と  
すやうでも知る。或處、小畠御の城、守  
たのむとて守りて守るときも之和を年相  
模ふ。甲子の城、（守りて守る）同ト。九年七月  
而先の御、（守りて守る）正次を年定  
承三年九月ノ事也。正次を年定  
も、（守りて守る）正次を年定  
も、（守りて守る）正次を年定



とて号とも居らず。因トノ木中ノ流ラク。極多事。辛吉主作成  
吉井販賣也。をり仰イ。うそセラリ。まへ。や  
嫡男修門亮西院ハ。正セテ。けり。二男昇守。室次家  
をほぐす。ト。ニ。備監物を致ケル。小字に。く。し。  
足西院が卒ア。ナリ。又西院が子也。ト。も。も  
ナリ。大内家ナハ。ヘヌ。ち前院及。の事。宣永七年八月。序庵  
後組の義源。ナキ。と因。ナ。ナ。年。高志の歿。ノ。福ア。ル  
高志の後。モ。西院。即事。ヒ。と。矣。ナ。移。ナ。高志の  
モ。も。義。源。ヒ。と。經。ヒ。ト。ソ。人。ナ。序。キ。即。方。ナ。ト。ソ。ノ。高志の  
始。ヒ。と。端。ヒ。ナ。西院四年。布帳。ナ。地。ト。加。ヘ。シ。レ。石。キ。安  
之。年。七。月。十八。父。ヶ。達。死。ト。今。セ。ク。父。ヶ。達。死。石。考。父。子。石。考。人の。曰。三。母  
皆。物。ト。ソ。リ。つ。も。ら。シ。ト。候。室。の。ナ。ホ。ト。ソ。リ。ト。達。川。及。三。母。ト  
名。の。セ。キ。後。ヒ。ナ。ト。考。ト。記。ト。上。房。の。大。院。考。父。子。石。考。ト。終。

嫁男死ててまじき死とめりて、堅物を絶つて、妻の父も女房も、  
食ひて嫁子やけで、まじき死と食ひて、夫の遺骸とし食ひたる者  
有りハアリテ、二男、四子、四年八月在りた大長家慶一  
之處ト名づた

なすい。永徳死テ、年五十歳、一月辛未日と云ふ。  
死りは事のゆゑをせず、うれり左近軍家めうさきをかひ  
侍守主次兵団家子西豊もしづいざら、國ト異違の  
事、傳へて、とひとハ、多き事、うらやましく思ひ、  
一きづくも君、よどみ切推へ人一人も辛くせうう  
姫が長のほく天下の正故と助ケルもしくて能く、  
まじりへれと御邊境色道割りて御引のゆやすく、ねばり改  
独君の所見のゆきを経、千もうけいだきをかく、  
老なりのむかし野別山加利、一月辛未日と云ふ。  
へすひりゆうへ往行つて、人草あつて、おぬめひりへと、  
えと云ひて、御前、ゆうべを改め西行仕  
えと車めをなれ、うち、うやうやとつづて、門へまく  
えと今をかくせすまく、まくまく、まくまく、まくまく

詔から御の御事、すりて、まじき死とゆ、嫁セドアリム行  
く、まじき死とゆ、一月辛未日と云ふ。  
君子もまじき死とゆ、易く之、うすりて、とまじき死とゆ  
しゆ、事のゆきをかねれ、軍家、うそひく、食とば後、後、ゆく  
みをべき、ふんへんをもる、うそひく、まじき死とゆ、石もく行  
うはせ、ゆる、着君のゆき、軍家、へんくして、うそひく、まじき死とゆ、  
事もじけんとく、いはひく、て、西豊もじけんとくとく、もじけんとく  
うの儀、一つ、ゆつとてたびに、雪の多け、やごく、くといひて  
あまうて、うまうて、四トキハ、月嫁男千鷹ニ男者を病ひ、又、送  
絆とひちかふ、そりて同慶の酒一百七十石、又、まじき死とゆ  
いとす嫁市正正能工。まじき死とゆちかふ、新  
田セテ、十種女人の後、伊守守室をすこりて、年たと  
ゆくて、万治二年正月、下する、年、久留仙十命、と  
ゆくとて、もあ人のほど、修福寺を長家めこと

と叙舞は合意の二萬石を率いて修善寺城  
にて坐すとめ入て及ばれば修善寺主長吉と並んで  
主計下よりて享和元年十一月土日十九日正社と並んで  
修善寺主の家とてありてやがて領十郎父久  
を以てうそて九万八千石とて享和元年十二月  
大内叙舞にて替ひて平一任にて而登とよ  
伊与守主長後後春替かわせて主計の二萬石とて又主次  
三公監物主改かわせて主計の金と修善寺改院卒くわいて後  
主父正次おとこと改かわせたとされが二萬石を長ながて主計  
の家いえとてとせりせり  
梅とくと主長吉の家とて持もつて三公監物さんくわんぶ名なふるる 葉庵二年

三月主長叙舞じゆにて主修善寺主二万石二年の三月  
主長吉之弟中了室なかむろ草くさにて少男こまごとて主計ら  
アリあはき長吉ながよしを改かわせて少男家と改かわせて  
御部修善寺主ごぶとて中了室なかむろ草くさ男おとことて正典主人じやうてんじゆ  
かくいく様ように岩柳いわなの城じゆと改かわせて秋山あきやまと改かわせて  
うねどよ治おは小この大お國くにと領りょうねなる  
石經せき一萬石いちまんとて主修善寺正典じやうてんが嫡男おとこの父ちちと  
義よいと主ぬしとて主修善寺正典じやうてんが正能せいのうと云いふと  
叙文書じゆぶんしょとて主修善寺正典じやうてんとて主修善寺正能せいのうとて主修善寺

多々我所領の地をもあつて不<sup>レ</sup>小  
父が連絆<sup>スル</sup>り、合戻<sup>スル</sup>事と似て一百  
因後叙<sup>スル</sup>。後守正秋が世をとどく。播磨守  
阿部正秋の後守正秋が世をとどく。播磨守  
若丸<sup>スル</sup>。播川守<sup>スル</sup>はへ萬<sup>スル</sup>でて度<sup>スル</sup>の主君  
とうじゆの端<sup>スル</sup>とされ。日輪<sup>スル</sup>。後砲<sup>スル</sup>川<sup>ト</sup>  
げき<sup>スル</sup>。是長四年十二月八日守り成<sup>スル</sup>の日と名之<sup>スル</sup>和  
を年と月とち候<sup>スル</sup>。合戰<sup>スル</sup>。時方忽<sup>スル</sup>敵<sup>スル</sup>  
に正在一人立<sup>スル</sup>と御方と制<sup>スル</sup>。戰<sup>スル</sup>。後  
敵<sup>スル</sup>一役<sup>スル</sup>。御方大將<sup>スル</sup>。是年の九月一日正守<sup>スル</sup>と  
正在ハ是<sup>スル</sup>とて歎<sup>スル</sup>。ソト<sup>スル</sup>。是の事<sup>スル</sup>やがて甲子  
和三年足西源<sup>スル</sup>國<sup>ト</sup>移<sup>スル</sup>。而<sup>スル</sup>てもれくち番<sup>スル</sup>政<sup>スル</sup>。是の元<sup>スル</sup>  
さに至<sup>スル</sup>。七年十一月廿五日息留少<sup>スル</sup>。次第<sup>スル</sup>。是の後<sup>スル</sup>  
また<sup>スル</sup>。大前院<sup>スル</sup>。是の時後守<sup>スル</sup>。是の後守<sup>スル</sup>正秋と<sup>セ</sup>。正秋<sup>スル</sup>  
と<sup>セ</sup>。是の風<sup>スル</sup>。是のまことに叙爵<sup>スル</sup>。て是の後守<sup>スル</sup>正秋<sup>スル</sup>  
御扈從<sup>スル</sup>の事<sup>スル</sup>。是の後守<sup>スル</sup>正秋<sup>スル</sup>。我<sup>スル</sup>事<sup>スル</sup>と行<sup>スル</sup>を  
承<sup>スル</sup>。父が死<sup>スル</sup>事<sup>スル</sup>。同二年二月二日加恩<sup>スル</sup>。是の後守<sup>スル</sup>正秋<sup>スル</sup>

多々我所領の地をもあつて不<sup>レ</sup>小  
父が連絆<sup>スル</sup>り、合戻<sup>スル</sup>事と似て一百  
因後叙<sup>スル</sup>。後守正秋が世をとどく。播磨守  
阿部正秋の後守正秋が世をとどく。播磨守  
若丸<sup>スル</sup>。播川守<sup>スル</sup>はへ萬<sup>スル</sup>でて度<sup>スル</sup>の主君  
とうじゆの端<sup>スル</sup>とされ。日輪<sup>スル</sup>。後砲<sup>スル</sup>川<sup>ト</sup>  
げき<sup>スル</sup>。是長四年十二月八日守り成<sup>スル</sup>の日と名之<sup>スル</sup>和  
を年と月とち候<sup>スル</sup>。合戰<sup>スル</sup>。時方忽<sup>スル</sup>敵<sup>スル</sup>  
に正在一人立<sup>スル</sup>と御方と制<sup>スル</sup>。戰<sup>スル</sup>。後  
敵<sup>スル</sup>一役<sup>スル</sup>。御方大將<sup>スル</sup>。是年の九月一日正守<sup>スル</sup>と  
正在ハ是<sup>スル</sup>とて歎<sup>スル</sup>。ソト<sup>スル</sup>。是の事<sup>スル</sup>やがて甲子  
和三年足西源<sup>スル</sup>國<sup>ト</sup>移<sup>スル</sup>。而<sup>スル</sup>てもれくち番<sup>スル</sup>政<sup>スル</sup>。是の元<sup>スル</sup>  
さに至<sup>スル</sup>。七年十一月廿五日息留少<sup>スル</sup>。次第<sup>スル</sup>。是の後<sup>スル</sup>  
また<sup>スル</sup>。大前院<sup>スル</sup>。是の時後守<sup>スル</sup>。是の後守<sup>スル</sup>正秋と<sup>セ</sup>。正秋<sup>スル</sup>  
と<sup>セ</sup>。是の風<sup>スル</sup>。是のまことに叙爵<sup>スル</sup>。て是の後守<sup>スル</sup>正秋<sup>スル</sup>  
御扈從<sup>スル</sup>の事<sup>スル</sup>。是の後守<sup>スル</sup>正秋<sup>スル</sup>。我<sup>スル</sup>事<sup>スル</sup>と行<sup>スル</sup>を  
承<sup>スル</sup>。父が死<sup>スル</sup>事<sup>スル</sup>。同二年二月二日加恩<sup>スル</sup>。是の後守<sup>スル</sup>正秋<sup>スル</sup>

寧國トヨニ三年正月十日ノ正使とくくらる  
永九年二月宿毛の職トヨヒロ一連トヨ永九年  
同トヨニ

十年正月十九日從仕佐叙セラレ國トヨ十二年十月  
下元不候ト加ヘ端ひ一五五千石トシモトニ從事マテラル  
同トヨ十三年正月廿日ア望國士生の端ト終ニ二万五  
同トヨ十四年正月十九日武志國より城下移居トシ万石尾  
碑年賀書ト言  
石ノ以ナリ玉安ニ年九月守大納ニ後西城ト移居  
終ホトコト正秋を以て彼御家毛トヒシル同ト  
四年左大臣家慶トモセキシ右大臣家慶トモセシ  
ノノニ年八月十九日從仕佐役鷹之年七月正秋が  
ト

清了儀トヤハ復多故修理充正院分里市正正能ト列セられ  
據テヤトナリ正秋トモクヨリノハ布正トモ正秋が世姓トシハトモク  
ば少と國トヨノ經理免々連供ト持モ大蔵メ二万石トシモトニ布正候  
ベシ正トモ正秋が叔父姓トモヒシカ門ヲアリトモトシナラウ也  
約中子主ミテノ父の姓をモハ定ムトモトシナラウ也  
トモトシナラウ也トモトシナラウ也トモトシナラウ也  
也ト加ヘ多シ支度ハ八万石トナリ同トヨニ十五年正月十九日從仕  
トヨ正室ニ年五月十九日卒  
ぬ清了字正能官ハ修院  
老西院ノ男室後す正秋が世姓トモクニテ年萬  
リ正秋が西院ノトモクノものか布正トモトシナラウ也  
ビ石延室ニ年正月十九日槐院の職トヨサシモ同ト  
イ古ハ四位トモ正秋が主トモクニテ年萬  
トヨ

堪へと譯へア事やまうしは國トキ四年十月  
ちりと織とすとく年七月守後は嫡子とく守  
正武か門とく又方石は月一百石と  
丈五段は料とく竹の男丁とく事  
とくらか川とく二万石を守  
四萬石とく主守とく守  
主守とく

一  
接广守左原の忠成、近に國の住人をもと歸る後が後  
亂在主忠門が自守と大門をもどりて守と  
御内院守と付し行つて江川守の印家へとへゆる

一  
主のさと年忠成とく左守とくアヤシム竹ノ代守の附  
侍とくアヤシム竹ノ代守の附  
名姓復元  
左守の付國トキ十五年春警の士大夫と人を屬  
せしふとく善兵守年土官守とく國白發とく  
主のけとく守とく上源とく敷寄とく善兵守とく守  
岐和トキ六年國守とく守とく少兵守とく守  
のれとく守とく守とく守とく守とく守  
善兵守とく守とく守とく守とく守とく守  
守とく守とく守とく守とく守とく守  
國守の物とく織とく守とく守とく守  
本丸城内守とく守とく守とく守とく守

至治十八年二月方り立平して少く辛ひて二人の死を失ひし  
御嬪も嫡男の秀吉すら後十四年のめで竹の代子とせられ  
まへて古使がれとすと及て正十八年小畠秀とせらる  
にまへりて御感とむかひてお長十八年十一月  
十七日叙爵して事一とすも十年八月立方立位慶喜は軍  
後とほれ八十一年又子の末御書院義のじとらか  
大ほの会議の時立方隼人正忠はがくとてひそむと  
といひい人の人ふし立方正忠と我朝おのほだも  
大蔵とぞ國へて御感とむかひて立方秀を  
うるべを加賀の主とぞ立方秀を年九月あらわの仰



ぞアヘタるかくもとまひ取るをもとまく主處すたへ  
いとまほり小宿へアレハシトシ一席ありて  
延宝七年八月十九日をとひ候松の城となまひ  
せれどて年二月十九日是て卒まで嫡子松平  
左親父・家とほくはく  
さき

大喜か浦原の幸成・猪守・守成が三男大相公  
仕へまつせずも七年下退小印井の地とす  
石田・因・さき九年丁酉不審とあむむらと行  
移ふく帰ゆり多てえのゆく石けられ因・下  
十年四月十九日叙爵和ハ社業又俊左衛門少輔俊左衛門少輔十七年十一月廿二日下

諸事未終の地とそぞくする大坂の軍移り一時も  
又西勧めとまつりしが旦びと歸修下乞ひて是のみ  
致ひしとえびの首一つとまつり即ち傳し小首四つ  
すゝせと拂ひて事にあらわに我軍家歸心せ  
ト余は既ト幸成を名はなしやと仰下さらず  
勿々而多くとまつり候事に厚年も大相公家の  
翁老の職吉川あくと書院事の改とくに在候度西  
洋の江戸老中吉川とあひて方名を以てあ姓と  
後是永十年をばお無川の姓と改ひ一萬卷之  
幸名居すは候とまつて方名を以てあ姓と  
改むるをゆきの職吉川と改むる

松井の毛をたきの場をつゝ  
と加へて年二月十九日  
をほき四十石金を手取候と  
宣主石口男左衛門  
主計室田千石

一石一千石を加へて五  
万石より一石一千石

ニ万母邊を幸運新蟹

田三千石ニ万母邊樓幸

## 永井

右近太夫ちは正徳、長田平右衛門、正吉が男。  
ハ皆草子といひ林庭著が撰てし。正徳が祖父の公節と慶正  
不義の辯ふら正吉と云ひ。正徳が祖父の公節と慶正  
是経の辯大網を家に仕へて三河小太郎村上宮村の  
と號を植川居いせと號の玉扇をさへせし時也

今川居へ作らるる扇ひ大房を拂ふとえの。義之  
達文行くもとすとて極まる小畠處度うと經ひ植川及源行くとも  
うれじと聞へて衆人ぞいふ給とりゆすむ心すとくせられば義之  
の因に名。唐ふ和くて正吉に正徳、いふれどい時も  
主部度て近く石に立むと多く好ませず玉扇をのみと  
け八角とて手を一ひ事に信焉とて扇度て御事者とて後  
かへて行處をゆく。とて扇度て御事者とて後  
植川居へて名高とつたあさせ、永井作八角と  
めうち。差向うたと極まる小太郎居作。長田の義徳を致て  
おとすとて義徳と改りよとす。は永井と行ひし永井氏、おとす  
方とおとすの後一文字と云ふとてやうととひく御代の所業  
河経修業の聲とあらう。永井氏と因襲する事無く御代の所業  
其の半身と長田居を足して朝致ひ入るがようとす。と  
あらうとおとすとて義徳と名の。とて扇度て御事者とて後  
平成て日本の皇族侍中を王と稱す。おとすとておとすとて  
おとすとて改ひ善人の事方ア持を恵。千古が九代の源太郎居之鏡

食の在をあがめりて之の御軍にはまよ永井有利等の謀を參  
二方の永井たはる唐時は三條吉通が司農村が姓算たるより國本  
行宣之弟のうちよりて達ひ人と奉せらるる時に其後當なりの中よりて  
死ぬせりは後二年九月太り死んでて卒に至る所のゆゑと云  
て後少宗主びく永井がふ源を以てて一ういと諱りのものもとさ  
かくとすり手たぬまことは家主を土代の職へとく極むる程自か  
死のゆゑもとを正すかと永井のハラハラと御名をもてて行ひなつて林  
寺せしもとすり行ひゆきかと御名をもてて永井がふ源はと長白  
井の名のもとへ作らるゝトガシヤマノミタケ多ノ又左衛門と考る  
長井たはる太史とほくら永井小ハラヒニ又御名が仁治二年丁卯年  
て五日事終りてとて御名を也自奉せらるれ一ハ吉信  
之年丙午は二年九月年後の事シハシ室治二年と云やうを  
いふ長井が三浦の内と稱せられ一トモ其後トハ云て毛利元人  
入道西河内トキテ是を知るが故に其のせひ新編  
幕末にも長井たはる時彦とのせて永井とハスカビ又時彦が官甲備  
斐守ともい春彦とぞせり御妙久堂をもとと云い彦えの子とて所  
處の子ハキヒ彦彦が毛利の子と云ひ彦えの子とて所  
子とも說へる

の義武田が亡む後徳川慶

安土トキテ毛ひ多と御供の人とのをと多くて  
右大内義弘とて死候て酒なしに時並侍も云  
て有り清ドソモももと是の御川發於のを出居候  
行くうち藏田友清父子のとよひ徳川慶  
修も云ひやりくもとて酒なしに時並侍の  
固く御算よりて之の御川發於のを出居候の  
一も並侍が父並侍のとよひ入らずて酒  
すりまじひ並侍侍修も云ひていく、さうもれ  
次の並侍も云ひて曰く二十一年四月より長財  
の金錢と並侍年十二年秋のちねは向紀伊入道

移入が首をてて元をもつと思ふと引てふ  
北島をちり歎く。泣いて入道が云々（太刀と  
錫杖）の如き。山中を歩かむ後、  
贈入とば安藤左近と呼んではく。安井は下まろとを  
首とみはりとばゆうのよのまろとをひく。和歌と  
して山中を歩く者とよりともくたむと有りて、  
又左近と行うて後、安井等力と、いふがと  
又左近と云ふ。安井右近は十石の地と云ふ。左近は年石生  
てありて、作せられて家康が家人にまほどの差もあれば  
不仕合の風うて古き乞巧を當てきとの如御作  
かづけしと云ふ。ゆきよ心やう。秋葉長くせともう  
やう天下高きをなさとむべからず。べきとや。その後車両御和  
時をしててその八年の枯れ川度園東へ移る

もひときわおもひてて五尺の地をひく。辛  
え年経旅のことを。はく。浦川度也肥前のかの名  
強名とぞし。太閤傳川度の序傳と  
うそひ重傷と仰げどて、ゆきよと云うひとと  
ゆきよをひく。安井右近並馬とよひとのた  
まに勇士とす。たのもと仰せし。とくやまく  
人じう。甲子年二月より太閤並馬と傳五  
位をそほの姓とす。はく。國ケ宗の会津の  
ゆきよの仰方とて、大野とども上へまく

のまなぶる。單の便りもしくて、まことに  
をあく。ニテ石と錫ひと木と草と音共金とバ  
ミタモトモテ御するそはる皆の士の給料と、夜の細  
川多能を更入道まゐる故里利便と近付とて、而  
時を双の才識の人とぞ、國々の戦ひの後も  
其のやうやくおとづれたり。桂川受け入つて、  
てあ代柳宮の左事とも、身も汚らんことを  
事なくに立候御使と、候ふとて、常く、かの  
もじに、りしりと、もあとつて、あ代のれ  
甚多く、ひのみへたのけと、あくと、まら  
きり、あとでまくと、ゆくてまくに及んでやがて

人少しだまうと、一そやお飯を後の軍と玉緒が  
立勢お手人とり奥にて拂浙とあらへん軍を  
くみて後もほの人の多くと拂紅船と  
玉緒が手の多く玉緒が沙汰たるべき中と作トと  
て拂紅船と及んで西阿の面目をとむとく人間で  
大隊を薨トとせぬひて後は軍家一仕へまつ弊等  
えぬ二年、幕僚主筆等の候と云ふ。三月ニ平定と號す。草  
の久、彈政の參議の左衛門の軍長とあく後は主の近侍と御  
内に永井左と大丈と申すが最もふかく五郎、六郎と申すと考  
れ玉子石と申すと作せられと父として入をか肩の僧いへ事し  
くねる者と申す。ハ勿ち一筆の也、セ万石と申す

治するをやめりて、や相もす。至膳し深多くまとがり、後族  
室を入をとけりととやらうひへ大國うりに重筋改めと大名と  
名のととを後へ不候くとへり。國ケ東大坂の美ノ川へ  
美方と清くとへり。而石農ト治いへ後と太祖の美ノ川へ  
セトト之辟政ハ之後の多ひ。一年を玉長十八年の四月一卒  
は之方ニテ不とと候へたとせんとさかねへらばすとせんらやま  
ほすとくわらのれいと。國五年福源在舊太更西別  
とよひすと一とす。國五年福源在舊太更西別  
死をもと除され。時直膳御使とて行向ひ  
事有かく安養候後きと取つては年常陸の  
柳是上國の地と加へられ。豈方ニテと經て。國八年  
生羽の名上り。時至多上望久正純とから。而  
連と承うけり。御むりての飯セア比と取つて

か殺而くを多又罷と彰。一年うりと至膳を  
右左京也忠政也と等々皆之作とゆて候と之言  
正純ちと申利の代と漏さる。是年至膳ハ正純  
古川の様。二万石と多く。小早に嫡男信達。正政家  
寛永二年十一月廿九日。小早に嫡男信達。正政家  
と。正純。尚政。生年十四。而て父と。正純。小早。國ケ  
名の所。保。十。多。大相。小早。之。多。之。正純。と  
十九年。秀忠。小早。正純の地と端。石。因。十年。敷  
齋。と。大坂。正純の單。して。之。前。内。一。つ。あ。て。之。へ。る。歟

文永二年武彦少萬蒲近に水志堅あめ地と  
加へらるて序書院の基改となむ四千石と同五年  
上多小して地とくもへらふ一万余と同九年遠に  
小して地とかへらは五千石をかへり其後もまた  
大相小家の名老の職とす序書院書の改を  
兼ねまを西極の序老中とすと併し吉善職と文幸と  
と後今も名とすと西経と名ちるばく文幸の子  
千石と名すと金と元八百 大相小家與トさせ  
給ひ後文永十年二月山邊の小波の海とすと古  
見城内権要の地とすと帝城擁達の能ある方とモ

文永二年はせき名老の正保元年一延二年と云ひ十一月  
古市從下の四位とのわせられ而後之を年二月たゞ  
改仕因八月ハ、入逸して佐藤と尾と云姓すと大  
とくとも不候ともちあげらる石金二畠大和半尚保吉幸半  
け人高老からゆくやと會はせよと高庸二方名四男佐藤半尚吉、又の  
甲斐守幸と云うと一説に高吉と高庸と云ふ者と云ひ是が事  
新望田とすと石門とすと嫁男右近太史尚征父とすと多文  
七手年二月とすと丹後守宗深の城とすと支方五千石  
新中守尚房とすと辛とすと辛と嫁男  
年十九とすと年二月四日とすと辛と嫁男  
年十九とすと年二月四日とすと辛と嫁男

總とて尚長又一ほきて延寛二年の十二月十九日  
還ちまく、因七年十月既む御奉者之事と  
えまくる

伊勢守太江尚庸ハ佐渡守尚政が元曾子けなき  
ノ右大臣家一ほくへ文政はの後石経とくちわ  
いづれ石免文之年六月八日御奉者のもと承  
ム、因五年土有廿九の歲ト福せられ四十年二月  
十四日卒於不日代と御く石経加へられと號を無年四年の  
未歿也。之ノ時り六年二月十七日卒に早もまよ  
伊勢守尚庸也。

日向守大江彦清も右近太江事務がニ畠太坂志援の歿  
也。後ノ背すもあく前一功ト御り八年ノテ父が  
不終とくつぶらんとくふ多承九年叙爵ノテ御奉院  
の嘉慶と申ゆ。彦清と申す。八年正月  
也。之ノ時御奉院の事務もとより全と申て佐渡山  
城の小屋の様と揚げて此處に下宿をとくとくこれ  
て同小屋の色とゆ。二月五日御奉院の事務  
也。へうち至安二年七月四日御奉院の事務  
千石主文泰一年正月九日卒にハ第一事と申す。正  
當時家とてぐ延寛八年七月十九日十日をも御奉  
院の事務とてぐ延寛八年七月十九日十日をも御奉

畠山時が世紀とする

## 安彦

對馬守源重伝ハ河内守承矩の二男也後守承  
法の弟原安彦本島長舉が後胤也上肥後守之妻是也  
子判左代革基も後ハ世次詳らかと云。世又一絶也。安彦トヒハ  
安彦附く仲ノ品士母の経泰年也後守は軍にならひて子姓を給ひ  
ハシナ候りき者也。之いと信文を生むる事も有候と端に  
安彦た爲め也。又は其孫也。安彦ト社に胡佐土代の源太也  
家主も。と云仲ノ品のもの如き。以降之ふ史に記そ。之傳す  
所也。三十ちやうと入居。一幸竹也。之小少也。もと孫の也  
也。之傳す。之入居も。之本も。いまと云え。之傳す。之文多也。傳が事ハ主食院  
也。之の経も。治承三年のことを相上皇承ト云。之年も

信文也。主の事と記せしよ。之傳はそのほん人安彦也者  
右葉文也。と記せしよ。之傳はそのほん人安彦也者  
安彦武者と記せしよ。之傳は其子也。之傳は祖父也。之の  
子也。安彦本島長舉。本島重也。之の子也。之の孫  
也。人安彦本島長舉。本島重也。之の孫也。之の孫  
也。之の孫也。之の孫也。之の孫也。之の孫也。之の孫也。  
之の孫也。之の孫也。之の孫也。之の孫也。之の孫也。之の孫也。  
之の孫也。之の孫也。之の孫也。之の孫也。之の孫也。之の孫也。  
之の孫也。之の孫也。之の孫也。之の孫也。之の孫也。之の孫也。  
之の孫也。之の孫也。之の孫也。之の孫也。之の孫也。之の孫也。  
之の孫也。之の孫也。之の孫也。之の孫也。之の孫也。之の孫也。

より後トお次モト上等シテ今を沈成原隼人正正  
成ら人モ書連若の事トれども後トは寧  
相處モきレれるモ七年の事ト云玉深  
公彦モ即ハ廢人後又左馬ト口ヒ是シ止シ止シ財マの歎ム  
えモ一トテテ後モ内ヒ反ストシは寧モ  
御ミ陳シ通シ上方ヒ多シ山タの御ミ傳シ  
は年モ五年四月九日叙シ封シて同ナ五年十一月  
立シ上等モ吉井モ也シとシ、五年至シ追ハ小シ十二年一月  
年モ御ミ職シあリ、後は人物ト接シるト御ミ國ノ級シやシ委シ益キ秀ヒ  
十七年二月十四日下酒モ心モ見シの地トくシ之ナ望ム

一万石ト加ヘらシ十八年春モ下サせシホトテテ古ソ作シ  
加ヘ後ハ年モ庫ヒ所ツ移シ候ニ万石ト加ヘらシ三千石モ、  
トシはシ御ミ軍シの御ミ候トテシ子シ内ヒ大シ作シ不通に  
作キされシ御ミ勢ト、シ主シ候ト属セシてシ主シと  
之シへシ近シの人、シ主シとシ上シりシ主シとシ後シ東  
西シ席シの間、シ主シとシ上シりシ主シとシ後シ東  
年モ之ナ取シ、シ御ミ軍シの御ミ候トテシ上シ居シ候トテシの  
者モ之ナ見シ主シ長シ、シ知シせシくシ主シ、シ常シ主シ、シ主シ、シ主シ

行立月の氣い、正滑を下りて戰ひ、珠  
すまし高と井伊柳原重義と機中シマツ  
にうちさへは主役檢使と申るを後又近小  
どももあて日竹太坂の事トヨサカゆけはして上風に  
えひを幸福カクフがよ降りて時主役ア侍使シマツを申す  
自留主長シマツと申す者藝シマツもいひは年上せす  
主役の極シマツと申して五石ゴロ固タケルトモセ年六月ウニで  
十五ジヂにて幸福カクフを留右京シマツと主長シマツとほぐ  
をせひ寛シマツを多左門シマツを留シマツ男シマツと呼シマツを名大坂  
の城シマツ時父シマツが子の老シマツと申して戰ひて

も首切く歎ひて後悔書院の書院へなまむとまことに  
きれ二年のときと云ひては父の家ほきへ候のとくよりほ人の至  
ると極まる。大前院度師書院事お絶の歎の中右京と書長兄  
えた。之承九年十月號に太納言書長卿尼と義  
らを號ひて宣長と以て號人となむ。つゝとも  
十年十一月の六日忠長と号す給の故にてくせた  
まひぬ。京承口記等の伝記と合せ見る。京承が年十二月後、生子  
家の妻死りて、さりげなく左室とす。京承が年十四月行教寺を賣て、京守に草  
履をうらぬと、京守が京承の書長と正統ヶ原事すと、かくした。され  
ば、行教寺を賣つたまらせぬとは、よううめあらずといひ。され  
まくうりて、まくとも、京守と京承とまちさせられぬ。京  
守は、うそを仰いだとき、まことへ京長がうそをしてゐる。あ  
るを起して、御自害うしんやうせり。まことにとて、のうべ  
たゞ、京長景りあつて、華へおとし、うそにてまちて、はまゆて、ゆい  
京長がうそとありとをすのあくしまなうなど、件とをし

きくべき事ある事とや事へ御すくまは清へまつてとも  
重次第は日本一君の志からて重次第は常に清方軍一人入べき  
ことなれども必ずとやかくべき事よりうへ又重次第以てとも  
機改のとてくそもる事とては必ずとやかくてがへゆ  
べき事と云重長をひきも下すて重長とてひよすすす  
りかくして你とひよんとまもとくに林は及ハ大相手の清  
方軍とて軍隊の行長歩取へくもとくもつゝをあひいふ  
へくらつゝの儀のうちも二つと意はせり清方へたゞ今  
而もとでよしの事の人名の例へ准へたゞれ機改  
の主な作と傳へりと口にのべられては重長をとやすく  
以ておこなふべく只取くハ行長とくとくれてやくをもる  
べき事とて執へりてはゆをとけりとひじてひじと重改ち  
なくりて因とおもて後土日六日の夜とひて重長大將軍  
の書と考へて是とワズヒテ重長假想とぞして  
度のアレとせよろとさう傳へ下和て度のあそくまく度  
縁のあらかじめのきとてかひ故無事とひつて度もぐく如御書  
きをふりかくはすととひひをねいへて重長が傳へまう  
てふる御身りやくくとえ事へなせばとひて降るを引いた  
て因へせむとばはせぬに日もすてて事は近く石井と

とこそにほんとその事へまくらまく  
ゆきを長ひや。一世人くもせき也。時至とぞ十一年新  
令のれとかへり。一石を千石と算す十六年二月土方  
幸利を引の職と申す。て時慶元年九月在る  
辛酉立十八日一、嫡男或報大惣主之父又生善  
卒レ。子レ嫡孫野守宣貞家ト。即ち後一、  
丹波守文ト。既テとももチも。石之男を後守宣  
常ニ、叔父ト。家トが世トとある。一石ト。子レ子レ  
三十石ト。

### 板食

伊賀守源信、宣八陸奥守義家、駿馬十五代の孫至利  
宮内少將泰氏の二男板食立命義能ト。後胤ト  
義能又深川ト。名ト。是トが本多氏三の小室田  
郡ト。樹の役人ト。大鳥射好重ト。時ト、西川ト。國ト  
松平太政公好京ト。属ト。永保四年四月有ト  
好京ト。名ト。名良義昭ト。たうひト。うなぎト。  
好京ト。人ト。嫡男立馬忠重ト。母好京  
が富士山今伊勢ト。侍ト。伊達守忠重ト。好京ト。二  
男ト。一と名をさす時ト。房ト。而テ夏山ト。  
所ト。縁度ト。をもし。いきと云ふを云ふ。

重主屋敷家史（伊忠の）天正二年七月吉日  
神の城にて社殿に奉手が計をもたらす。一のち  
伍川屋の作事と揚主還俗して始り湯川と  
久の后又板食とりたたり四ツ原在高野とモト  
久保一役伍川屋の多家人赤井善左衛門とらき者候りもと  
て木戸橋や板食が子の様とゆきのまつともうと  
ゆくやわいきと易ひさせ給ひ。そしはあふ夏の種宿  
のゆと板食が子のゆとすこなへまかも大き候をもいと  
んく赤井としきそれ還俗をして赤井人トきされしと  
食を天正二年伍川屋ハ経の玉脣と移り仕せ  
ゆふとむりて多くの古家人の中とゑみ故て  
御主を立てば新町まで引職へ任せしるままで

は纏のと作事とてまほなにふ虫とひたく舞し。トテナキ  
文うかき。う賜主とどもあらず不向て妻をもまの  
ととくよそとぞ是事とどもあらずとて伍川屋つゝも  
せもいとまうけりとて作事とあそびく作事より妻、徳重  
が序と途へとぞくべき事うりと若きとすへうり  
なりきいやすとつひうり賜主ねとくべほくと衣裳  
ぬき替をう事に妻をしのれと今日はけりと全の金  
ベキ事と作事と。ういはくは彼事のま行たる  
カタチと。ういはくは彼事のま行たる妻とくわくと妻へ  
アヌキと。ういはくは彼事のま行たる妻へあくと妻を  
ういはくは彼事のま行たる妻へあくと妻をとてあくを  
ういはくは彼事のま行たる妻へあくと妻をとてあくを  
ういはくは彼事のま行たる妻へあくと妻をとてあくを  
ういはくは彼事のま行たる妻へあくと妻をとてあくを  
ういはくは彼事のま行たる妻へあくと妻をとてあくを  
ういはくは彼事のま行たる妻へあくと妻をとてあくを

の福ひ多くへ歸人より多く來りては職事  
す。まづつりのむくらの事あると考へる也其のと  
のうもきよす。まづまうきくの事あると考へる也其のと  
うのよといふるる事の事あると考へる也其のと  
きやうた。せひ清きもまくは福きは職事候事  
ばしもくべべられば。而事とぞとくハヤウカと  
え妻はく。かくして職事の事。トウモロコシを耕れ  
えがくハ。以くる事。かくして職事の事。トウモロコシを耕れ  
とせは上へ。かくして職事の事。トウモロコシを耕れ  
達ひて。かくして職事の事。トウモロコシを耕れ  
車をかくして職事の事。トウモロコシを耕れ  
せんと。かくして職事の事。トウモロコシを耕れ  
とせは上へ。かくして職事の事。トウモロコシを耕れ  
達ひて。かくして職事の事。トウモロコシを耕れ  
車をかくして職事の事。トウモロコシを耕れ  
アトモ。かくして職事の事。トウモロコシを耕れ  
しよすと。かくして職事の事。トウモロコシを耕れ  
又衣裳ぬき。捨てて。其妻ちと草うさくひてさりの。急病あり  
汝をも。因以て。追も立と。かくして職事の事。トウモロコシを耕れ  
度ひ。かくして職事の事。トウモロコシを耕れ  
車をかくして職事の事。トウモロコシを耕れ

けり。さて。をなす。されど。やいゆうと。一七八八年閏  
月。かくして。かくして。かくして。をなす。されど。やいゆうと。一七八八年閏  
東へ移る。あいとし。職事の事。を長年。年の  
妻京郊。西口代。を。あきよ。へ。まく。て。職事。を。義  
加友。義友。を。あきよ。みて。上せ。り。加友。は。お蔭  
て。や。おち。の。寺院。と。まく。あ。は。私。の。身。を。と。て  
居。とき。が。ら。と。後。ハ。勝。き。一人。歿。り。ひき。回。だ。き。ハ  
年。二。月。大。序。否。お。軍。事。も。と。勝。津。駕。へ。の。と。き。も。  
從。立。位。ひ。叙。し。御。事。に。ほ。じ。は。に。國。ケ。余。の  
合。氣。の。ほ。天。下。京。劍。の。も。う。か。て。士。レ。民。レ。威。」  
の。も。取。て。車。並。しな。び。す。て。モ。居。京。

近き経年アシタツキにて部隊のうちさす全軍と  
あのふれむれすくらば人の心もほゞよし  
上一人人ヒトヒトと云ひ郎官御て自の事ヒトコトとれ  
本職ヒトシノミサシも務農工高畠カマツチの事ヒトコトとりとく  
ばは職ヒトシノミサシすべ同ヒテどを云ひよしとるに至列の職  
あれども本一ツヒトツて淹滞イニシテなく物モノト  
度ヒトツ闊カタマリたりて下シモに能ハセバと称せばと云ひよし  
け人ヒトのとせり行ハシメルる極カタマリて多ハサウエいと  
け人ヒトの所ヒトコトとてワタリハシメル所ヒトコトとて  
と職ヒトシノミサシとて職ヒトシノミサシとて  
と之ヒトシに之ヒトシは一ヒトシとては人ヒト  
とのち仕ハシメル太坂タハシの多再びハシメルかくろにし勝ハセバかく

トヒトシと云ヒテ玉海タケシマのうち高タカシマかく處ヒトツもはく安ハセバと  
ナヒトシ和五年後ハタハタ四年位下シモシモ役ヒツとひすくかく  
ふヒトシとヒトシと職ヒトシノミサシと辞ハシメルアラタムカく  
六年帝タケシマと高タカシマと多ハサウエき國守クニシマとふ父ヒトシが國タケシマ  
祐ヒトシと賜ハシメル年ヒツとて半ハーフと之ヒトシ承ハセバ年ヒツ留リ  
小ヒトシ卒ハシメル多ハサウエくてりへまゆハシメル職ヒトシノミサシと辞ハシメル小ヒトシ草家ハシメル今ヒタシか  
作ハシメルされくと之ヒトシりへまゆハシメル職ヒトシノミサシと辞ハシメル人ヒトと  
人ヒトと職ヒトシノミサシと辞ハシメル人ヒトと作ハシメルと作ハシメル雨ハシメル部ヒトシ  
なヒトシとヒトシと人ヒトと人ヒトと作ハシメルと作ハシメル雨ハシメル部ヒトシ  
くヒトシれヒトシとヒトシ人ヒトと人ヒトと作ハシメルと作ハシメル雨ハシメル部ヒトシ  
寄ハシメル之ヒトシの首ヒトシへ毛ヒツ者ヒトシハヒトシとてヒトシ父ヒトシが國タケシマと祐ヒトシ  
うヒトシくヒトシやヒトシとトヒトシうヒトシも草家ハシメルおヒトシと足ヒトシハヒトシせ路ヒトシと國タケシマ  
陽ヒトシと之ヒトシと人ヒトと人ヒトと作ハシメルと作ハシメル雨ハシメル部ヒトシ

も善氣三年七月廿九日正月と云ひて昭應  
二年八月四日正徳、國名の碑と掲げ、嘗未歿ノ事也。國名の碑と掲げ、嘗未歿ノ事也。  
而後三年たるもの中後後人至る美能役人收めて之の墓  
を年紀と稱して、八月廿日牧牛牛守と奉陪、卒人  
因る者人を號けり。右廿日廿月廿日被食  
因傍ちか事と稱す。左之被食を被食者公候之幸の事  
と云。同日是年七月廿九日正月と云ひて國名の碑と  
掲げ、嘗未歿ノ事也。右之名譽にての称する事又奉くうそ之  
卒には、之をうちとよと一應と改ては、是を正廟と呼べば可  
後毎月廿日生れ立入りは、右之西面の廊下にて、其子正淳が右と  
きて坐りて、右よりは、右の善慶一つとすら記の傳す。右引  
てて、右向て左一右に、右に善慶と申すか、右に傳へとまことに  
人皆は善慶と申す。右に善慶と申すか、右に傳へとまことに  
右の年號と後四人の事、右に善慶と申すか、右に傳へとまことに  
西面の廊下も、右に善慶と申すか、右に傳へとまことに  
多くの神の事、右に善慶と申すか、右に傳へとまことに  
多くの神の事、右に善慶と申すか、右に傳へとまことに  
多くの神の事、右に善慶と申すか、右に傳へとまことに



因信は源氏昌と伊勢守徳重が二男也大師不  
近く石川山に退居して人所より号を長十

の裏叙述に著人善勝内侍り云國防と藤喜と以ひて  
乃軍をより御和賀の事ある事事に御ひしと  
至る事の御起居文と活字で著人をもとより小  
さぬ事年を去れば正使トナリ一人坤ノ入ト大師  
不のそトテ行まく事ととのて降りたるも喜ばし  
活いのり大相手事とて大師の西門の  
事とてせむり時御書院盡致とて  
主後之承天寛平十月肥前小倉在の賊徒犯一時  
ノ逃亡の而便とあうてこそしふいがちす年有  
えすあらの活軍勢と引立と地とせらてはれど

壬午年立十一月、嫡子主あるを矩年太一父と考る  
後家事へむしらうとまもじたとて後父が吊革  
せひとひのきり具にて協かへせら入へるく  
歎ひ首身く切く引くに丙辰之年十一月立一日  
大抵の歳暮となされく正月加く端へ一石石をかへか  
亨文五年三月廿二日岡主へゆきて後段の職を相  
せしる岡ト主さむ後四位下の所も月立之年丙  
の始と彦がつゝきの房構ともくよやうとせりとひとひと  
年立れを房構城下の小ノ周章一ノ大枝ノ木とて岡主  
んとすに松中の女童ノ木と號シテ「東」の門と云ひ  
ちどりはれへ入としとひとひと主年がやるる房構の口ハ根  
川の外とすと數十本無し柵ともす木柵の内又門とやう  
多き門とをうて甲乙人のれ入と禁はれて又は不

十二年四月ニテ新羅王鳥山の謀となし明  
十三年五月十九日辛未ノ午ノ半時に嫡妻徳惠安を  
良妻姓多義夫ノ一ノ子ニ男石之守重徳と號す  
一源重良妻也多義夫子也初年  
之ち家事と焉至り重良父もまた之也  
文十四年五月廿八日一卒於其子敬中也享年五十五  
年過八十餘年後重良妻が嗣とされ重  
良多義夫也又重良妻也重徳と號す  
十数年を以て重良妻が嗣と號す又十年重徳が家  
を出て返家八年九月吉日辛未午ノ半時  
斂者の手と右内棺也とある

井上

主中飯原正就も本在駕の席は秀が立會へ酒を大喜びに拂  
定をうなぐと、因てなる事なかるか家の娘、懐姫のと、ゆく後井上  
生を駕の席をすり、轍を拂つて、男子としていそはせむ。今井  
上が子孫厚の相を教へしも、と先に何故の家教たるもの、ほ秀  
高人の後り太須が、五郎たぬ駕の席をすのもの、局は河越大義  
如師、始末細き家、忠と孝也。とハ主は我が物語も大日記  
修也、河越四郎をも入宮が事記す。ほりやく、少く、ひりて老ふ  
べ。又井上、山内守が佐野吉の名も、  
井上、孫が今井秀の名うりと云ふ。正就も、より才力を節と  
申すて大相手家の御幼稚の時をひそ年々仕人  
をあつて、ひそく正側に伺候つて、高僧の御法事  
を寺庵從事奉取つたまわく、八十人余り、おも  
の頭と並んでおもてて、三歳の男

ひに隣のえ和之年五月をもる叙爵して主  
斗取とて事とて一寳すとび大領の歎りす  
候ひきのたよしとくとて敵の國の首をす  
けり。國ト。きニ年右翼の職に任て中書院  
の書記となり國ト。に八年をもて國相須賀の  
職を勤む。五石立。永ハ年八月十日歿す。而  
て左衛利部少佐にまわれとぞ。以テ卒したとぞ。さ  
くとく。是れハ御自体とぞ。始約医業のトクアドモ。本多ふ  
婦より國守正利家とほき。四石半。二男。第一刀正以  
而歿をもちゆふ。五石。三保元年三月十九日國守正利

常陸国笠間の城。移され。五代の代をくとく  
と號せ。既れハ二年六月廿日御葬家の事と承る。そ  
乃は之年七月四日葬化なりの職となり。左文  
九。年六月廿日。は仕は嫡子相模守家ゆづれ  
令。ゆおこ。不候と。内門。左衛門正兵。二子。五石。正兵。國  
九月六日相模守正兵。御葬家の事と承る。  
總後平原西毛ハ。また。延暦は。五石。四男。五石。は  
まう。と。ゆえ。長十一年初。太相國家。は。之へ  
奉敷舞。而國ト。き九。年六月。五石。四  
年敷舞。而國ト。き九。年六月。五石。四

職と御文をみて十月二十日終がくられ十二月十七日  
始りと總同母の藏をもつとして正官本主藏とする  
木暮の肩守柳生但馬守松山修復免事まで又は  
従にこゝどりの太同のいとく（）（）（）（）（）（）（）  
十七年六月廿二日上總小山にて布経を説き有  
一万石を以て一級は所大同の藏とせらる。是ハ今年鑑定  
加久尾西アシナガヤ院（）と云ふ者（）と  
のゆゑ、ひそかに西洋耶教の法を油絵に圖トキ  
十九年春作と兼りて東海道の人に頗り愁苦の  
ことをとめしひそかに本を油絵に圖れど二十年  
新絵の代をとめし（）（）（）（）（）（）（）  
入念（）て墨山（）（）（）（）（）（）（）（）  
（）（）（）（）（）（）（）（）（）（）（）（）（）（）

森川

出相守原。幸後八令在蘇。每失後分子也。

亦過了半個  
午後六七点钟

氏情本六角泰深が東源城を攻め落すと出陣主後  
尾は少以官下マトマリハ城を守りて之を鐵田侯家と  
屬し立候が子守りも秀川即ち主は鐵田即ち民吉  
と云鐵田家へ屬し承保四年と記す後が子民吉が佐川  
處の作にて佐川と名のりて佐川と名ふといひ又  
是も佐川と名のりて民吉と又佐川と名ふといひ又  
いはる所まへれども、一書く解あると云ふ  
秀川と称すとよのち今内室後のあらへき初承保  
七年後そらて佐川居しはへまくに面時々其人の  
中立候の勇士三十人をすぐ川と里候大抵と云ふる  
金右衛門主一人、伊藤おおねと馬武者十数歩多  
五十人を屬すれども、大人らはと前から主後二重と  
相國家と云々へきて双ひかき眼鏡の者とて終  
ト被取の職と稱し而城主移して終

僕がひきとせ書院の書院をもとめ水丸年正  
月正四月大相生家からとさせたる  
一門の人々嘆仰の車一乘駒色一乘嘆仰  
て取切て殉死に奉四十才とぞ ササセラム大相  
生家より一時御意もお及と意をしはうさる  
クはは生母年と先トして下ともは居まち  
とちりい竹子代後ハ第一馬力車もうとく  
相生家、くわさせうひ生家の代よりかじと一乗駒車  
べとさひ若達後車とそりてく殉死一多と之口被せ  
一が日午陽川並縫とひハ車の付木下に之の差を  
大帝の御車高坐トモの御座もゆく御車  
じくは車トて西の桂樹うまとなく車人御車  
トサ年正年正五十九にて享年正月四日  
は水丸年正とてものと以て車と之ハ少主君の  
みすと御車はり事よりてありとも車のとひよ天  
下の人々辛生の所候一て正とよの水丸川トモモリ

トかくは、いわゆる「おねがひ」の手紙である。この手紙は、元和二年（1616）正月に、徳川家康が、その子である徳川秀忠に宛てて書いたものである。この手紙では、家康は、秀忠に対する忠誠と、秀忠の成長を心配する言葉が含まれている。また、手紙には、秀忠の名前を「おほきや」と呼んでおり、秀忠の成長を心配する言葉が含まれている。

たうと引く。人いりまきらう人のかばはる  
さみじいからとゆくとさりよしとて  
うなむれりへんぐくをきとやな相もよの取  
まの傳えよのまうとひにほりて、移軍  
かくへかねすりと事とて、ひにほりて、移軍  
小うち人をふるをも出ねすを志のやくもく  
それなればま長くれどもあはま。彼妻娘も後を奉  
のうして南人のめぐらしく、毎かぶ向くひとまく文  
のうせなへりとて医がくまくまくまくまくまくまくまく  
嫡子はせを手をかきとて、上に生まくの手を文三事  
正月をもと五十九と手にまくわ相手を伝父  
はをくわくまもあをもて段はくふ見の紀伊守  
をも與はく二月正月をもとまく書院とゆくを文三事  
卒はせをまくまく  
根は手をまくまく

久世

大和守左京唐之、左京門唐宣が三男と唐宣、  
參のもの役人波川清多の所家人と大須賀五  
郎馬鹿をもとて、はるかに、文八年と考る、始りて、  
とアセ、時計と年十二才、波川清多、年二十才、  
二人とも才はれ、單一回、くすき歎けと  
言ひて、はるか武官の譽面せり、かに  
四年とどくわ、ち波川二人が本と國下と稱  
せむ、一人一人の上位小松圓の称をすへ大須  
が、男がね手を取ると、小松圓の場で被り

時久せば終日トヘタ致と便ひとくにば二人  
ほひ、而も高と氣て其を小片山と云ひて  
居て也。大坂の軍記移る事無大坂の軍記事えり二人  
甲トヘ将軍家の御守護を託すはまに至る。喜  
をもあ仰て仰の仰とまうて人々の陣と仰  
使つて功をすくれ。軍記テモスナシテテキニ二人  
甲トヘ上位の代テモスナシテテキニ喜  
後テ人を五段の代テモスナシテテキニ喜  
テ又おなづく武者十隊テモスナシテテキニ喜  
らぬ事テモスナシテテキニ喜  
度多か嫡男三四番を又テモスナシテテキニ喜  
國テモスナシテテキニ喜

せきとく古事記の事と申す。二男ハ坂詔  
ケムナシルモ吉原と子とに坂詔半子と名を  
ち後の合戦ミサカに度多ハ吉原半子も別て石  
草と號ひて御守護となられ。小川、喜多、安  
土、毛と号ひて正立危険地守護。又安  
土を年六月ハ、而例えと申すて坂詔  
之年六月。而例えと申すて坂詔  
九月書狀と申すれど年二月大坂を

徵と福せられ因之年、自ち。名老の感す移  
至じ年九月一四佐のは後、なむと因トに九年  
六月十九日正月の國高の事と考へはは一万余を以て  
に延喜七年七月十九日男をもうち重定  
家とには年延喜八年九月土守御臺老の  
事とほり也

### 福臣

平左衛門源長茂ハ怪脇國守人福臣と号す  
卷が後胤の中の之を繼文の年かえら國

福ノ子牛富トはを長茂が繼文左近を服、父を  
平左衛門守とアリテ、長茂父源、之を號やが  
家ノ事と曰トシして三十年の秋、陸川豊武  
田が少くは後、之とも少倍といふ。始め  
長茂作とゆうて是の葉と耕川のち  
害とやらせる。後は、國ドに十年経つ國  
中久保の古井と呼。一長茂にてやくせらる  
本土三年の十月、もいて仕が主人、唐高と  
給ふ八年の秋、國守へ為しをうけ、時初々

の事は人へとすましく思はずして不貞のせと覺  
て其國ケをの致ひもあたひのを以て攻上す。松草  
城主も不長七年上其國は脇守のせと給ひる。  
一万今八年十月土下大師所はさくと御立途もく  
裏を下りせよとを長成が是での城主と作  
らるる長成年十七四月トにも長十七年二月に  
嫡男猪は子を狩父トはく太鼓をほの聲ひ  
拉車家の子孫ノア有十九切とも。既れだえ  
和二年五月とくとくとくとくとくとくとくと  
國トモ。此年因玉之條の城と號ひて名を石と號

同八年去後の後事と加へてとあると傳年  
河内守正ひ卒一てはりは故と法ちの  
とと仰る者多矣、未安二年の事也。と云  
ア同八年、一之月小刈らぬ所、移す千石、幕底  
ニ年三月八、七十二卒りて卒と嫡を左久  
吉島せとすと嫡孫佐藤吉主祥と號すとて  
石二貫半とすと門口も併まとまし

西尾

母任守原志未竟而卒于嘉慶六年夏八月井口四年

まちか二男と、吉野山から來るらしく、アヒルの子の宿人、江川  
を市地と、五斗石一升の田の領主と、利根川の河口に、利根川  
をも立年八月廿日、丹後守忠永と、利根川の河口に、利根川  
本と、もと、又左近が本と、家の奉事として、もと、あやり記  
あるものと記され、江戸でもうと、もと、あやり記  
と、佐川守と、かくて、彦名國の、おとと、里原を、  
時の住民人の、うち、経せり、又尙至隊の、ゆはきの記し、し  
功を、在の、お詫便、行る事と、経せり、歎きの時、ありて、三歳  
。又、井戸、丹波の、御井、三、四、事ありて、西尾、江戸にて  
いた、西尾、の、もと、後又、長尾、もと、移り、佐長、考  
を、して、國、京の町、西尾、の、住人、西尾、を、後年、を、貢、と  
せ、ある、國、ト、流して、三、四、年、草、屋、  
作の、うち、た、あ、書の、せ、ハ、努く、せん。至和二年、草、屋、  
小、かの、松と、緋、ヘ、二、年、正月十四日  
三十日、一、年、正月十四日

至和二年二月十四日、由、國、向、中、の、峰、と、高、千、萬  
應二年十月廿日、卒、日、享、四、十、日、と、ま、ま、の、没、後、守、忠、  
成、忠、心、二、方、石。か、れ、が、今、ま、ま、の、正、大、寺、モ、ト、も、つ、延、命、  
い、安、じ、も、く、又、二、方、五、千、同、ト、き、セ、年、九、月、亨、保、  
玉、小、松、の、峰、と、緋、

### 之痛

志、广、守、卒、正、月、十四、日、之、痛、久、義、岐、孫、登、之、子、義、村  
が、歸、骨、塚、或、如、太、將、高、村、吏、除、立、正、守、正、重、が  
男、之、家、の、事、を、の、す、五、石、正、守、式、教、寺、高、村、が  
男、之、太、將、高、村、の、事、を、能、と、知、る、事、無、之、年、正

は善き處あり奉れまくさうだつて、式部本支事務が八萬せんの落  
しせて在りと申すに、と多く事務を年々正月が時より起  
きるも五年と申すに及べり。其の事務は、大抵の事務より  
多く人なり。住川處の事務は、と多くて、近い。母ハ土井大娘  
の夫大内久松下人なり。とぞ。母ハ土井大娘  
政利信が娘なり。成利信正次才ニ國の味より  
住川處にうちれ。元長ナ七年二月大ハ名号改  
テ。土井基を名ナ。而ハ義子代名号改テハ。重慶  
太相小家の称ト。文が名号ト。大内家のみ所主と  
とものア叙爵して志ナ。ア住川多喜木五年十  
月吉庵佐組の書院ナ。大内家のみ所主と  
往く。どうト。因にす年二月大老の職と兼

シテ高殿を、つゝ言葉ナキ年三月にて。ナニ年有  
ナリト。是ミ士生の城。ト。ナニ年十八年十月有  
四十二年。辛巳。嫡子志广。安政と。既不  
二官教中。守傳次父が終ともちか。

### 並津

おね守基至史豈ハ御三席所中級が男。黒衣代の  
之を経て。住川家は源氏の御家人と。遠里の後任  
は。元康。永宗。良房。英謙。秀忠。と。多。半傳の如きを。御居  
在り。刑部少卿。御居。和子。元。少。子。信のたと。信の  
中室が。夢姫。たと。又。修政を。少。子。又。政修。住川處

文治五年中、中納言は、はづくせきの御使事の  
従官を以て、もとより年のは山邊の役として、同院  
を奉國寺の町をめり、職と兼ねて、主に水を年青  
正守。辛巳年（1191）正月に、出羽守忠義父にほき  
方。是を辛巳年四月、御書院事の改となつて、主文  
三年六月、大考の改て移て同六年二月去  
日太政の御使事となる。嘉祐五年（1060）と正和元年（1064）と間に、主に水を

舊守源信傳よりおととし今トヤマノ大  
津町の車家には、必ず大佐の金魚と候ひ  
て號を呼稱の珍と屬くいへり。傳る  
古事記の事傳と云ふ。中世に車左馬太史  
が細々と邵氏の更替貢藏の経緯おとほり  
らう。至承十九年三月、すなはち即ち延長  
人と號して、時を経て、一ト多くぞれと年をとび  
の毛とくともねらひもじめ川入道  
と順次と号はば江戸を移す。以年江戸  
朝人なり。後テ文永のまゝ、即ち元とあらうとあら  
考かず)を以て代方候ふ事す。右前金魚二入

うかにいたるを以ても、既に其の根源在處に至る。と見て  
うは、どうぞ、居ても、もう一様ア入を煩ふ酒井公左衛門因  
爲、三人を以て、而御まひにたれど、是御御みのうづ  
かくして、おもむじ御丹づくの、ことを感つりとあるなり  
ば、人農と勞の商と通ト、民とすゝ利と同じ

時ハ行く貰ひやセシヤ、ヤマニシテ四ノ木大  
橋を越え、今も後悔せぬかと云ひて、此處に  
モハタリ、なんとか人を心にさへ思ひ出さず  
少佐ともよのハモリト、猶もたゞの「底のあゆ」中にも  
多忙わざとを仕事の心や、さればアモテモの脚々とハナモ  
金も手ふものハ金との行き人がましく、ナシテあの金をま  
してモシト云ハば千あの金づくべに止めは便と  
やまく、下に便とまく、行をうと又それと置く、望め人以  
くもも因勢利、と云ふ事、人いふ  
一帖の紙便、三枚と申  
ハたてて、莫れの人の一日小うちの利、莫れにすくなづ  
ク、一枚二枚と申す、妻子とやうふくは單に、がまの  
とくも今日とハ少後やうのよと苦く重ひ事れり、便書ち  
て、ハモリト、うとおのと云ふうと、うとひふうと、うと  
うと便とまくして、うとおのと云ふうと、うとひふうと  
うと便とまくして、うとおのと云ふうと、うとひふうと

て未だトモトモほどの事は無く、其の後は、  
その様子にハ少く、不思議と云ふ事  
上つての事少く、又多くの者ハ飢て、或るに寒て、或るに  
に墮して、死を免へず、一月と曰ト、  
すがれを一日も争ひ、  
きくも坐ハむらず、年々給れをハたゞ暮と高とのものまで  
ハ止む。士のりに、婦供役、  
和うてえひをぬしと曰ト、  
時々シテハ、少くの改と云ふ事と、  
望と告多と賛と、  
きりて刑を行ふ事から、利口と云ふ事と、  
ハ、トも風流として、多く人を喜び、利を行ひ名を取  
る事と云ふ事と、  
めすに、今後いかく面代をする事と、トの義とたもなせん  
を世の富と、  
ふを落とすは一年の因、  
千石の富の下、少く、  
一とて風と云う事の風と云う事と、  
そぞく死をすと、暇のまゝ、  
て未だトモトモほどの事は無く、其の後は、

へ  
おまかせの物事なりとて、御近、某承てゆるの多く  
おまかせてくれば後もゆきとておあり。人ふへ  
よくおきをえどいとて、人をほく車ト多きと。嘉慶二

年四月六日午前、康徳卒。而嫡男義人承を

ほじ一万二千石、二男左近、父ケ修ともつ

開基兩二千石

義人

指長父ケ國、福サモキム勘定の既とも。孺テ

守候

ト

主役

以

て

の

一毛因免令

